

第4回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 19 年 11 月 26 日 (月) 15 : 00 ~ 17 : 00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 4 特別会議室

3 出 席 者

【委 員】

竹内部会長、大守部会長代理、井伊委員、大沢委員、佐々木委員、出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、吉川委員、美添委員

【統計委員会運営規則第 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、
財務省大臣官房総合政策課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、
厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、
経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長、
環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）
東京都総務局統計部長

【事務局等】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長
貝沼総務省政策統括官（統計基準担当）

4 議事次第 (1) 公的統計の課題等について
(2) その他

5 議事概要

(1) 公的統計の課題等について

統計の体系的整備関係について、資料 2 に基づき、意見交換が行われた。各委員の主な意見は以下のとおり。

《体系的整備の考え方》

- ・ 基幹統計の指定に際しては、統計体系の観点から検討すべき。
- ・ 人口・社会統計の体系化の検討に当たっては、実際に既存の統計としてどのようなものが蓄積されているかが重要なポイントではないか。
- ・ 新たな統計法では、調査統計のみならず加工統計も基幹統計に指定されることが想定されており、加工プロセスから体系化を検討できるのではないか。
- ・ 社会の変化は著しく、統計体系を定めたとしてもたちまち陳腐化する。とりあえず、現時点で最善

のものを決めて、後は時代の変化に応じて随時変えていくしかないのではないか。

- ・ 政策ニーズに応じて機動的に実態を把握する必要があるということと、体系的に整備が必要であることは必ずしも同一ではない。
- ・ 体系から外れている統計でも重要なものは基幹統計に指定すべきではないか。また指定に当たっては、信頼性の有無や作成方法の妥当性等も踏まえて判断する必要がある。
- ・ 体系化については、まずどのような統計を整備すべきかという観点から検討し、この結果を踏まえて関係する既存統計を基幹統計に指定するか否か判断すべきである。既存統計について、信頼性等に関して問題があることを理由に、初めから基幹統計の候補から外すということは適当でない。
- ・ どのような統計を基幹統計に指定すべきかについて抽象的に議論していても生産的でないため、諸外国の例等を踏まえて基幹統計の候補リストを作成し、これに基づいて具体的に検討すべきではないか。

《統計の利用者の声や政策決定上のニーズの把握》

- ・ 一概にニーズといっても、広く社会全体のニーズといえるものから、特定の利用者が要望している等限定的なニーズがあり、後者のニーズにどのように対応していけば良いかが課題である。
- ・ 特定の利害から距離を置き、統計体系全体のバランスを考え、国全体の立場からどのような情報が必要か、また、統計整備のプライオリティ付けをどうするか、等を判断するのが統計委員会の役割である。
- ・ 国の統計の多くは地域表章の区分がきめ細かいものとなっていないため、地方公共団体の利用はかなり限定されている。多くの地方公共団体が利用可能なものとなれば利便性も高まる。
- ・ 既存の統計データの再集計について、一定以上のニーズがある場合には、オーダーメイド集計等により対応できる仕組みを構築できないか。
- ・ 国際移動統計のように所管府省にとっては行政上は既存統計で十分と認識していても、統計体系の観点からは不十分なものがある。所管府省のニーズのみならず国として必要な統計は、それに相応しい法的位置づけを与え、きちんと整備する必要がある。

《統計相互間の連携確保》

- ・ SNAの体系とIO（産業連関表）の体系は、公的部門の格付け等いくつか異なる部分があり、これらの整合性の確保等についていずれかの場で検討する必要がある。

(2) その他

今回の基本計画部会は12月10日(月)の13時から、統計委員会との合同で開催することとなった。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>